

議会改革推進特別委員会

令和7年12月19日

内容

01	<p>各分科会の活動の経過報告及び提案事項について</p>	資料1 【本資料】
01	<p>広報広聴委員会と課題調整会議の課題 (議会基本条例等検討分科会)</p>	3ページ ～ 5ページ
02	<p>その他</p>	資料1 【本資料】
02	<p>取組の進捗状況</p>	6ページ

検討の視点 「市民意見を起点とした政策形成の活発化」

→活発化に向けた広報広聴委員会と課題調整会議の課題の洗い出し

■広報広聴委員会について

【現状】 参加者の固定化。対応案の整理に議員の主体的なかかわりが薄い。

- 【意見】**
- ・ 意見交換会の実施回数、開催場所、内容の見直しが必要。例えば地区別開催、テーマ設定をした意見交換会の開催など
 - ・ 議会からの発信の不足。例えば、議会報告は結果だけでなく、審議経過を伝えることで市民の関心が高まる可能性がある。
 - ・ 市民からの意見を受けた後の処理については、現状は事務局が作成した対応案を確認する場の色彩が強い。もっと**広報広聴委員が主体的にかかわる体制が必要**。例えば、現在の対応方針の振り分け「①委員会等に伝える、②行政側に伝える、③全議員に伝える」を見直し、市民意見のジャンル分けを市民意見の検討を担当する各常任委員会・特別委員会の振り分けとするなど

■課題調整会議について

【現状】

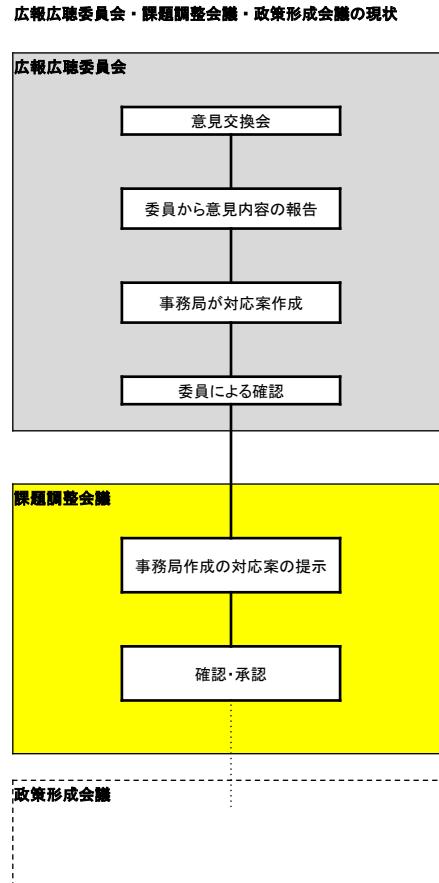
ほぼ広報広聴委員会が確認した対応案を承認する場となっており、市民意見が十分に反映されていない。

【意見】

- ・議員が協議して、課題を整理し、議会として市民意見を形にできるかを検討する場としなければならない。そのため、議長が主催する調整の場として各常任委員会・特別委員会との連携を図り、各委員会が市民意見から政策の種を見つけることができる形に見直すことも必要ではないか。
- ・例えば、最初の課題調整会議で広報広聴委員会が定めた各委員会への割り振りを確認した後、各委員会が割り振られた意見を持ち帰り、委員が課題を整理し、対応方針を協議して決めて、課題調整会議にフィードバックして対応案を決定するような双方向の体制とするなど。
- ・「行政に伝える」とした場合であっても、議会が主体的に、必要に応じて、その後の状況を調査・確認し、市民にフィードバックする体制も必要ではないか。
- ・通年議会の導入に合わせて課題調整会議の開催日の見直し

■ その他の意見

- ・課題調整会議の動きが十分に見えていないことから、課題調整会議の役割について議員が十分に理解できていないのではないか。
- ・議員が仕組みを理解し、活用するための意識を持つ必要があるのではないか。



参加者の固定化
・対応案の整理に議員の主体的なかかわりが薄い。

・ほぼ広報広聴委員会が確認した対応案を承認する場と
なっており、市民意見が十分に反映されていない。

・ほぼ開催実績なし

議会改革推進特別委員会の取組状況

(定数以外)

項目	細項目	完了	今後の取組
通年会期	委員会	制度設計 専決・臨時会への対応、審議予備日、会期、会議の名称、委員会と質問の先後、発言の取消し、一事不再議など	運用 総括質疑の検討・申し合わせ(代表質問は見送り、時間制限なし)、委員外議員発言、審議予備日の決定(議運)
	事務局	例規整備 例規案の作成等、審査事務手続、上程手続	準備 議事運営マニュアル・先例集の改訂作業
オンライン委員会	委員会	制度設計 災害時・育児・介護等などの出席の事由、申請の方法・期限、委員会の進行の特則、傍聴などへの活用方法	
	事務局	例規整備 例規案の作成等、審査事務手續、上程手續	準備 申請用フォーマットの整備、機材等の整備、オンライン委員会用マニュアルの作成
基本条例	委員会	検証 各条の検証(政治倫理、政策立案・政策提言、議員間討議、議決事件・視察・交流、会派、広報広聴委員会など)	改善 逐条解説の修正、提言書の作成等
	事務局		準備 政務活動費の見直しに向けた準備(報酬審議会における説明、条例・規則の改正に向けた調整)
ハラスメント	委員会	制度設計 全議員実態調査(アンケート調査)の実施、ハラスメント条例の制定について、相談員制度の整備	運用 上越市議会ハラスメントガイドラインの策定
	事務局		準備 ハラスメント相談員の委嘱